

岩手大学修学支援事業基金規則

平成28年9月13日 制定

令和7年3月25日 最終改正

(設置)

第1条 岩手大学イーハトーヴ基金規則第4条第2項および第8条に基づき、岩手大学イーハトーヴ基金の特定基金として岩手大学修学支援事業基金（以下、「修学支援事業基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 修学支援事業基金は、岩手大学又は岩手大学大学院に在籍する学生（以下、「学生」という。）に対し、修学の支援を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 修学支援事業基金に対して拠出された寄附は、次に掲げる使途に充てるものとする。

- 一 次に掲げる事業であって、経済的理由により修学に困難がある学生に対するもの
 - イ 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図る事業
 - ロ 学資金を貸与し、又は支給する事業
 - ハ 本学が教育研究上必要があると認めた学生の留学に係る費用を負担する事業
 - 二 学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生に教育研究に係る業務に従事させ、学生に対して手当を支給する事業
 - ホ 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料の減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業
- 二 個々の学生の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であって、障害のある学生に対するもの

(事業年度)

第4条 修学支援事業基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(使途変更の禁止)

第5条 修学支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

- 2 修学支援事業基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が法人本部に対して償還された場合にあっては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業基金に帰属するものとしなければならない。

(基金の管理)

第6条 修学支援事業基金の管理は、他の寄附金と独立して行うものとする。

(事業運営)

第7条 第3条に定める事業の運営に関することは、学長・副学長会議が決定する。

(書類の閲覧等)

第7条の2 修学支援事業基金に関する次に掲げる書類は、本学の主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するものとする。

一 基金の名称、管理方法及び寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。)

二 基金への受入額及び基金からの支出額等の明細書であつて、監事の監査を受けたもの(当該明細書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)

2 前項各号に掲げる書類等は、その作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間、保存するものとする。

(事務)

第8条 修学支援事業基金に関する事務は、関係部局の協力を得て、基金室において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、修学支援事業基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年9月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。